

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について(太田油脂株式会社)

農林水産省は、太田油脂株式会社（法人番号：4180301000553）から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

太田油脂株式会社は、老朽化した製造施設を撤去し、新たな製造施設を整備することによる配合飼料製造機能の集約化と併せて、製造方式の変更を行うことで、価格を抑えつつ製品の高品質化を図ります。これにより、従来よりも高品質な製品をより安価に供給することで畜産農家のコスト低減に寄与することを目指します。

2. 事業再編計画の認定

太田油脂株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社日本政策金融公庫による新たな設備導入等に対する低利融資を受けることが可能になります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：平成30年5月～終了時期：平成34年3月

4. 申請者の概要

名称：太田油脂株式会社
資本金：4,500万円
代表者：代表取締役 太田健介
本社所在地：愛知県岡崎市福岡町字下荒追28番地

< 添付資料 >

[太田油脂株式会社の事業再編計画の概要\(PDF：229KB\)](#)

[認定事業再編計画の内容の公表\(PDF：146KB\)](#)

【お問合せ先】

生産局畜産部飼料課流通飼料対策室

担当者：有江、本間

代表：03-3502-8111（内線4915）

ダイヤルイン：03-3591-6745

FAX：03-3502-8294

太田油脂株式会社の事業再編計画の概要

太田油脂株式会社は、愛知県岡崎市に本社を置き、食用油脂や機能性飼料等の製造・販売を行っており、今般、**配合飼料製造工場の集約及び製造方式の変更**による事業再編を行います。これにより、従来よりも**高品質な製品をより安価に供給**することで**畜産農家のコスト低減**につなげることを目指します。

太田油脂株式会社

【現状】

【名南工場】

- ・ コーン油の製造
- ・ コーン油製造粕の岡崎工場への供給

【岡崎工場】

- ・ コーン油製造粕を原料とした機能性飼料の製造

【事業再編の内容】

- ・ 配合飼料製造工場の集約（岡崎工場の施設撤去・名南工場の施設整備）による生産の効率化
- ・ 製造方式の変更による製品の高品質化

【支援措置】

（株）日本政策金融公庫による低利融資

【再編後】

【名南工場】

- ・ コーン油の製造
- ・ コーン油製造粕を原料とした機能性飼料の製造

事業再編計画の主な内容

【良質かつ低廉な農業資材の供給】

○ 製造工場の集約及び製造方式の変更により、**従来よりも高品質な製品を安価に供給（従来比3.0%低減）**することで、**畜産農家のコスト低減に貢献**

【生産性の向上】 従業員1人当たりの付加価値額を**約23%向上**

【計画の実施時期】 平成30年5月～平成34年3月

【労務に関する事項】 事業再編に伴う従業員の解雇はない

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成 30 年 5 月 30 日

2. 認定事業再編事業者名

太田油脂株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

（1）事業再編に係る事業の目標

太田油脂株式会社は食用油脂や機能性飼料等の製造・販売を行っており、機能性飼料製造の取組の一つとして、コーン油製造過程で発生するコーンジャーム粕を活用した飼料（コーンエキスフード）の製造を行っている。

現在、コーン油製造を行う名南工場（愛知県知多市）と配合飼料製造を行う岡崎工場（愛知県岡崎市）は離れた場所に位置しているため、コーンジャーム粕を名南工場から岡崎工場へ輸送する必要があるなど、非効率な製造体制となっており、また、岡崎工場については老朽化も進んでいる。このため、今般、製造工場の集約と製造方式の変更による事業再編を行い、従来より高品質な製品をより安価で供給することを目指すこととしている。

（2）良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標、生産性及び財務内容の健全性の向上に関する数値目標

① 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標

製造工場の集約・製造方法の合理化により生産性向上を図るとともに、製造方式の変更による製品の高品質化を図ることで、従来より高品質な製品をより安価で供給することが可能となり、最終的に畜産農家のコスト低減に貢献する。具体的には、製造工場の集約等による生産体制の効率化により、製品価格を平成 33 年度（平成 34 年 3 月期）には平成 28 年度（平成 29 年 3 月期）に比べて 3.0%低減することを目指すとしている。

② 生産性の向上に関する目標

生産性の向上に関しては、平成 33 年度（平成 34 年 3 月期）には平成 28 年度（平成 29 年 3 月期）に比べて従業員 1 人当りの付加価値額を 22.6%向上させることを目標としている。

③ 財務内容の健全性に関する目標

財務内容の健全性の向上に関しては、平成 33 年度（平成 34 年 3 月期）において有利子負債はキャッシュフローの 10 倍以内、経常収支比率は 100%を超えることを目標としている。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

（1）事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

配合飼料製造事業

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

岡崎工場の配合飼料製造施設の撤去・設備の廃棄

（事業の方式の変更）

老朽化の進んだ岡崎工場の配合飼料製造施設の撤去及び設備の廃棄と併せて、名南工

場に設備投資を行うことで、配合飼料製造機能の集約及び製造方法の合理化を図る。
また、製造方式を「直接加熱方式」から「間接加熱方式」へ変更することにより配合飼料の高タンパク質化を図り、従来よりも高品質な製品をより安価に供給する。

(2) 事業再編を行う場所の住所

太田油脂株式会社 本社岡崎工場 愛知県岡崎市福岡町字下荒追 28
名南工場 愛知県知多市北浜町 24-24

(3) 関係事業者又は外国法人に関する事項

該当なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成 30 年 5 月 31 日

終了時期：平成 34 年 3 月 31 日

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に伴う競争に関する事項

該当なし

別表

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及び その実施する時期	期待する支援措置
規則第 1 条第 1 項の要件		
十一 保有する施設の相当程度 の撤去又は設備の相当程 度の廃棄	撤去する施設 岡崎工場（愛知県岡崎市）の配合飼 料工場建屋等 ・帳簿価額：14 百万円 ・撤去期日：平成 31 年 7 月以降 ・撤去比率：11.2％ 廃棄する設備 岡崎工場（愛知県岡崎市）の配合飼 料製造機械装置等 ・帳簿価額：29 百万円 ・廃棄期日：平成 31 年 7 月以降 ・廃棄比率：27.3％	
法第 2 条第 5 項第 2 号の要件		
農業資材又は農産物に 係る新たな生産若しくは 販売の方式の導入又は設 備等その他の経営資源の 高度な利用による農業資 材又は 農産物の生産又は 販売の効率化	老朽化の進んだ岡崎工場の配合飼 料製造施設の撤去及び設備の廃棄と 併せて、名南工場に設備投資を行うこ とで、配合飼料製造機能の集約及び製 造方法の合理化を図る。 また、製造方式を「直接加熱方式」 から「間接加熱方式」へ変更すること により製品の高タンパク質化を図り、 従来よりも高品質な製品をより安価 に供給する。	法第 25 条第 1 項（株 式会社日本政策金融 公庫による資金の貸 付け）